

協会けんぽ静岡支部の 健康経営についての取組

本日の内容

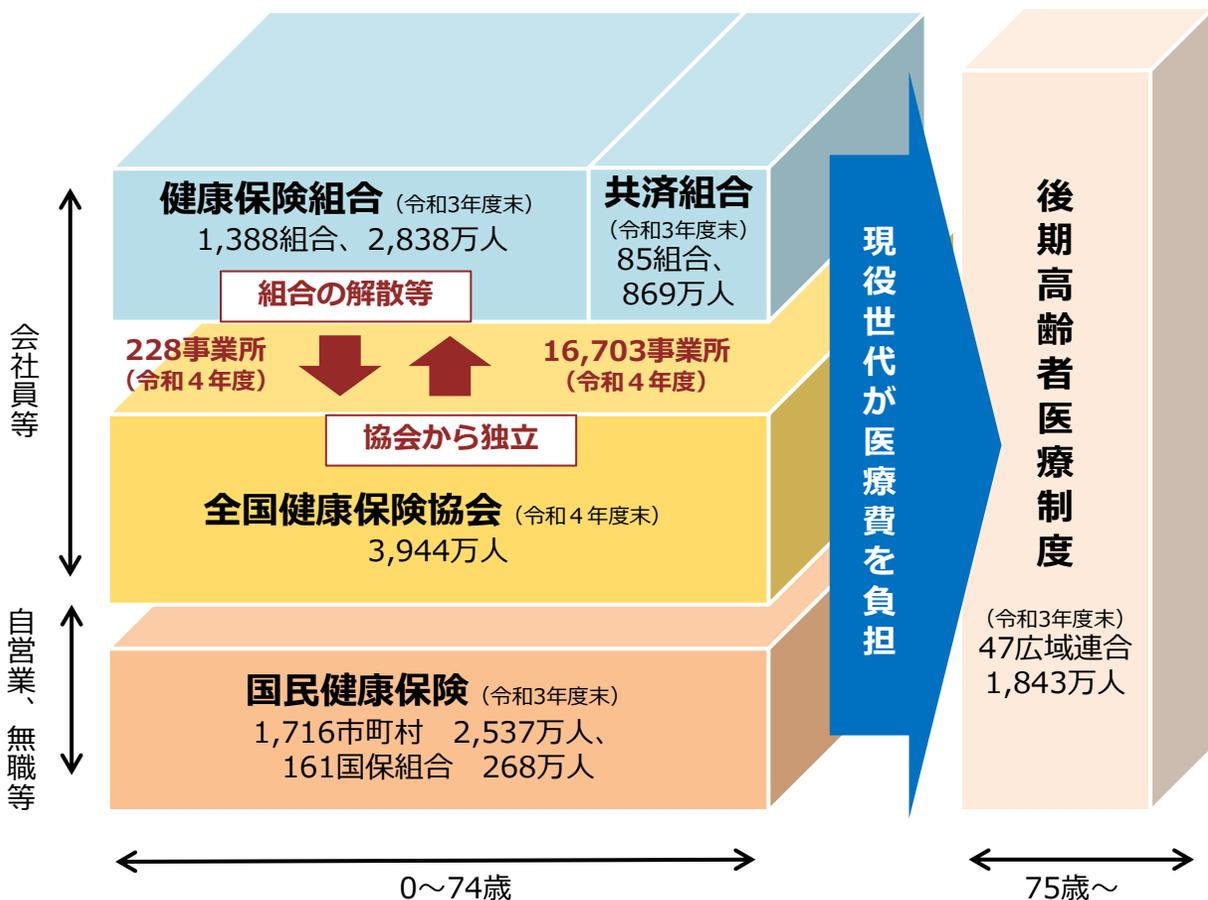
1.健康宣言について

2.健康経営優良法人について

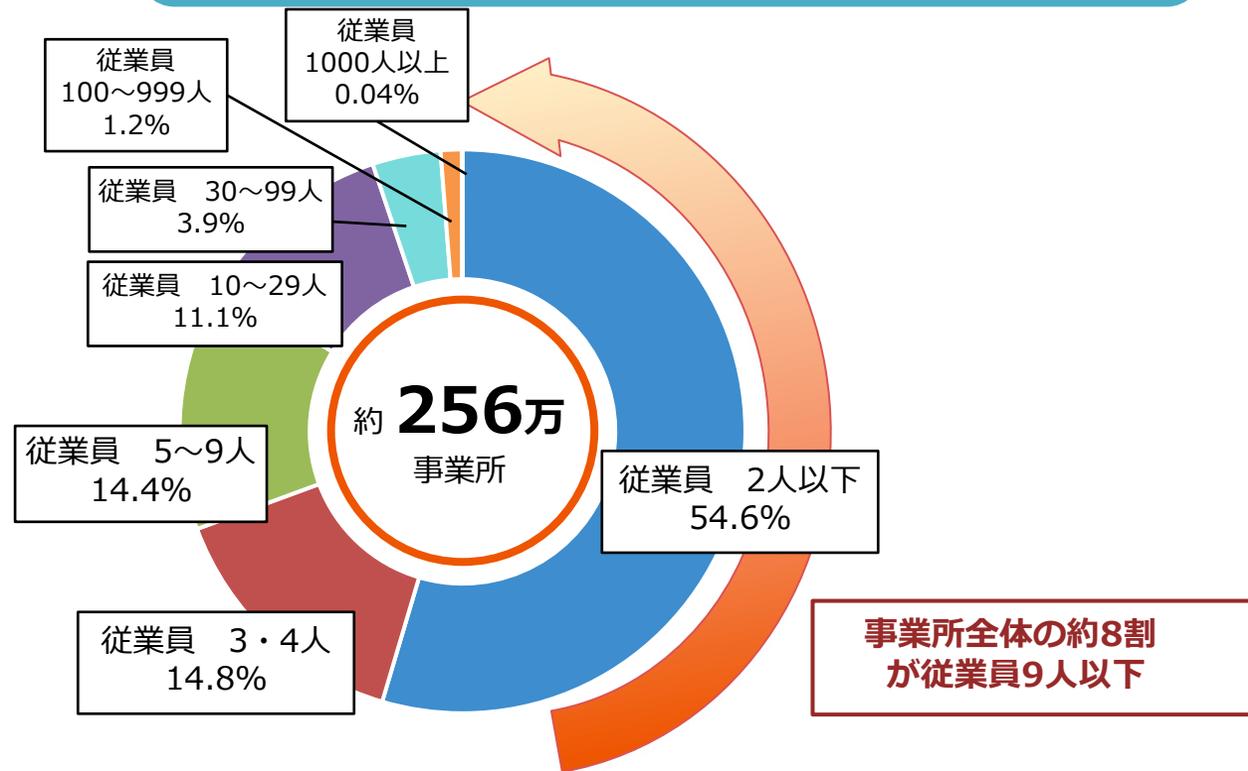
◆ 協会けんぽの概要

- 256万事業所、3,944万人（国民の3.2人に1人）が加入する日本最大の保険者。
- 中小・小規模企業が多く、事業所全体の約8割が従業員9人以下。
→ 協会けんぽは、会社員等の医療保険の最後の受け皿となっている。

保険者の位置づけ



協会の事業所規模別構成 (令和4年度末)



静岡支部の適用状況 (令和4年度末)

- 適用事業所数 : 67,108社
- 被保険者数 : 637,089人
- 被扶養者数 : 366,764人

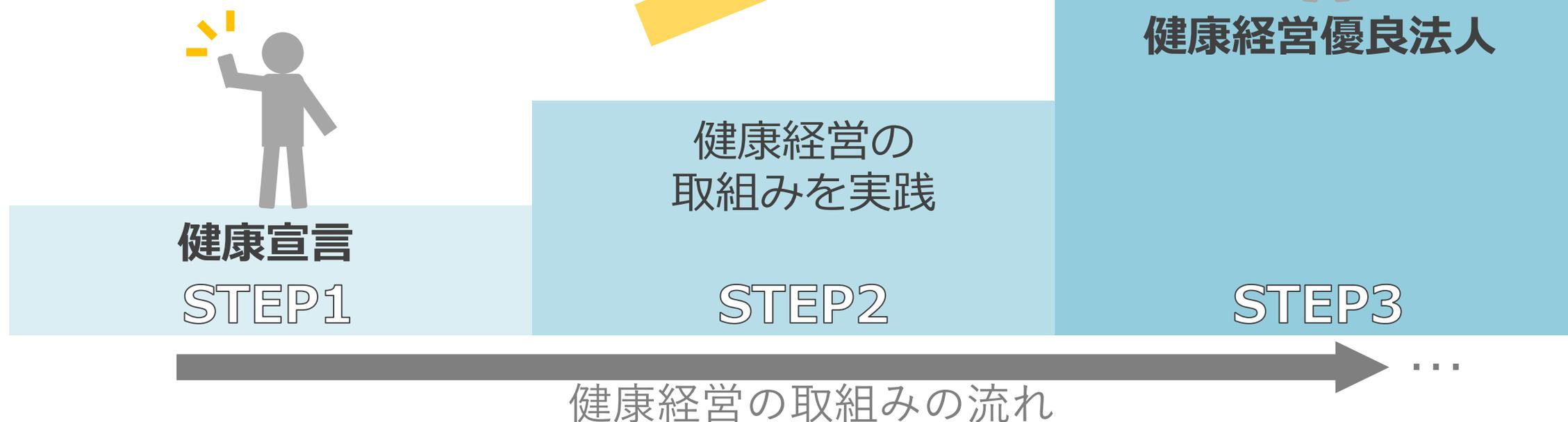
◆「健康宣言」「健康経営優良法人認定制度」の位置づけ（イメージ）

「自社は健康経営の一環として、
〇〇に取り組めます！」というように、
企業としての健康づくりへの取組を
社内外に宣言すること。
健康経営への第一歩！

★実施主体：協会けんぽ等
各保険者

その企業が「健康経営に取り組んでいる
優良な企業」だということを顕彰する制度。

★実施主体：経済産業省
日本健康会議



◆健康宣言の概要

健康宣言とは？

企業（経営者）が、保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）のサポートを受けて従業員やその家族の健康づくりに取り組むことを社内外に宣言すること

※健康宣言はご加入先の保険者へお届けいただきます

協会けんぽ静岡支部の取り組み 「ふじのくに健康宣言事業所」

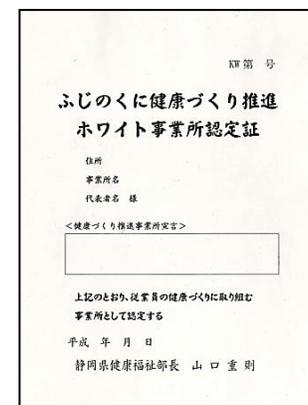
■県と連携した健康宣言事業

静岡県の健康宣言事業「ふじのくに健康づくり推進事業所」と連携しており、協会けんぽに健康宣言を届け出いただくことで、県から認定証が交付されます。

協会けんぽが発行
→健康宣言ボード

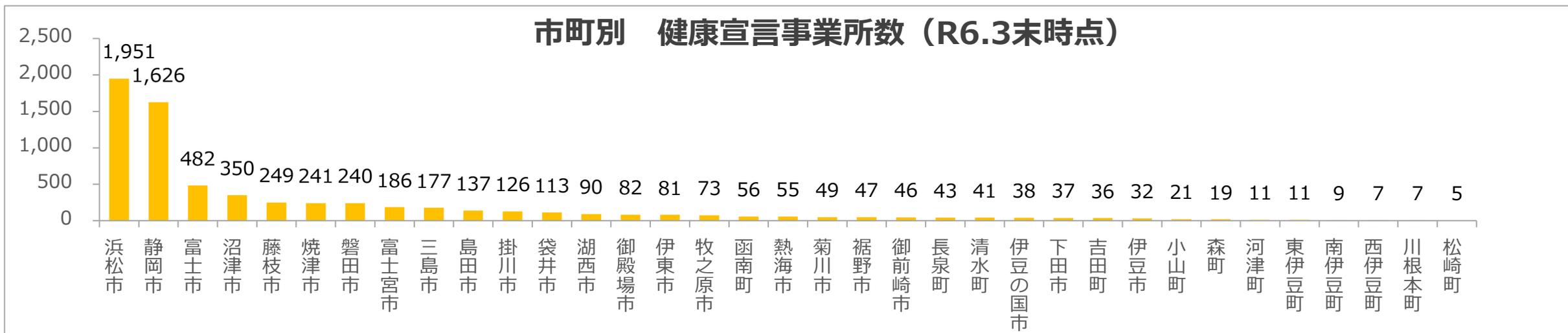
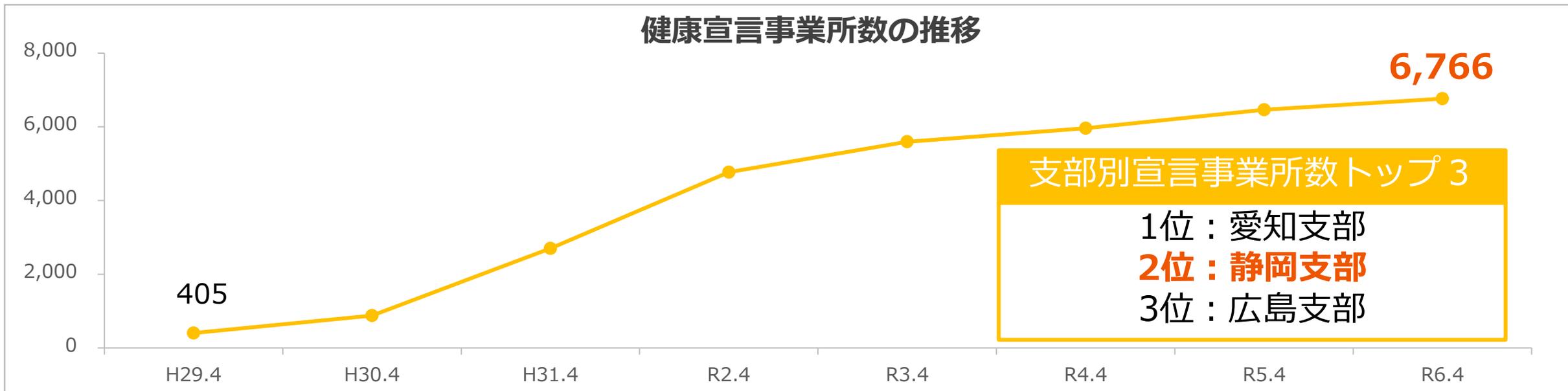


静岡県が発行
→認定証



健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請には、「健康宣言していること」が**必須要件の一つ**となっています

◆健康宣言事業所数（協会けんぽ静岡支部加入事業所）



➡ 協会けんぽ静岡支部加入事業所の健康宣言事業所数は、年々増加している。

◆健康宣言届出用紙について



健康宣言届出用紙
わが社は健康宣言をして社員の健康への取組みを始めます。

共通 社員の健診を100%実施することを目指します

共通 保健指導の実施率を50%以上にすることを目指します
健康診断の結果、該当者がいた場合、協会けんぽが行う保健指導(無料)を実施してメタ改善に取り組めます。

共通 再検査・要治療者への受診勧奨の取組みに努めます
健診結果で「要再検査」や「要治療」となった従業員がいた場合は、医療機関を受診するよう勧め、重症化予防に取り組めます。

+

《項目》

<input type="checkbox"/> メンタルヘルス	<small>・社内の相談窓口の設置 ・管理職、一般社員への研修</small>
<input type="checkbox"/> 生活習慣改善(運動・食事)	<small>・朝礼や部会の時間の体操、ストレッチ ・社会、仕出し弁当のヘルシーメニュー導入</small>
<input type="checkbox"/> 適正な働き方	<small>・残業時間の削減やノー残業デーの導入 ・過重労働者の把握と対策</small>
<input type="checkbox"/> 禁煙・分煙対策	<small>・屋内禁煙、敷地内禁煙、社用車禁煙の実施</small>
<input type="checkbox"/> オリジナルの取組み	<input type="text"/>

郵便番号	
事業所所在地 事業所名称	
<small>※社印の押印でもかまいません。</small>	
電話番号	
事業所記号	<small>(保険証のお名前の上に記載されている7～8桁の数字です。)</small>
メールアドレス	
担当者名	

協会けんぽからの情報メールを希望しない場合のみチェック

この用紙はFAXにて送信してください
FAX: 054-275-6609

<お問い合わせ先>
全国健康保険協会静岡支部 企画総務グループ
TEL:054-275-6602



「共通」項目は、すべての事業所様にお取組みいただく内容となります



「共通」項目以外でお取組みされる項目がある場合は、✓を記入します
(オリジナルの取組みを選択した場合はその詳細も記入)



事業所情報を記入します



すべて記入したら、協会けんぽ静岡支部へFAXまたは郵送にて提出

◆健康宣言取組内容について



健康経営取組内容集計結果

- 共通項目：必ず取り組んでいただく内容
- 選択項目：事業所の課題に応じた取り組み内容

健康宣言内容	取組事業所数	
社員の健診100%実施を目指します	6,884	共通項目
保健指導の実施率50%以上を目指します		
要再検査・要治療者への受診勧奨に努めます		
禁煙・分煙対策を実施します	2,773	選択項目
適正な働き方に取り組めます	2,658	
生活習慣の改善に取り組めます	2,195	
メンタルヘルスに取り組めます	1,516	
その他	1,175	

n=6,884

※「ふじのくに健康宣言事業所」健康宣言内容（令和6年6月14日現在）

その他の内訳：働き方改革に取り組めます、社員同士のコミュニケーション促進に取り組めます、職場の環境整備をします、ラジオ体操を実施します など

◆共通項目について

気づかぬうちに…

「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、**運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の不適切な生活の積み重ね**によって**メタボリックシンドローム**となり、これが原因となって引き起こされます。放置することで症状が悪化し、元の健康な状態に戻ることが困難とされています。



健康の保持

特定保健指導の利用

医療機関への受診

全国健康保険協会「令和6年度生活習慣病予防健診のご案内」より抜粋

◆健康診断（生活習慣病予防健診）について



検査項目

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査
便潜血反応検査



メタボリックシンドロームとともに
5大がん 肺 胃 大腸
子宮 乳房 までカバー

自己負担額・対象者

一般健診

自己負担額 最高 **7,169円**

対象者 35歳~74歳の被保険者
(ご本人)

最高 **5,282円**

自己負担額軽減
対象者拡大

付加健診

自己負担額 最高 **4,802円**

対象者 40歳、50歳の被保険者
(ご本人)

最高 **2,689円**

**40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、
65歳、70歳**の被保険者 (ご本人)

※付加健診：節目の年齢において、腹部超音波検査や眼底検査といった、より詳細な健診のこと。

※子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

◆特定保健指導について



対象者

健診を受けた**40歳以上**の方

腹囲	男性 85cm以上 女性 90cm以上
OR	
BMI	25以上



以下の追加リスクが
1つ以上ある方

血圧	血糖
脂質	喫煙

対象者の健康に向けたサポートを受けられます！

特定保健指導の流れ

①目標と行動計画の設定

20~30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、生活習慣の改善に向けた取組を提案。



②3~6か月チャレンジ

行動計画の実践

保健師、管理栄養士の支援の下、①で考えた具体的な行動計画を実践。



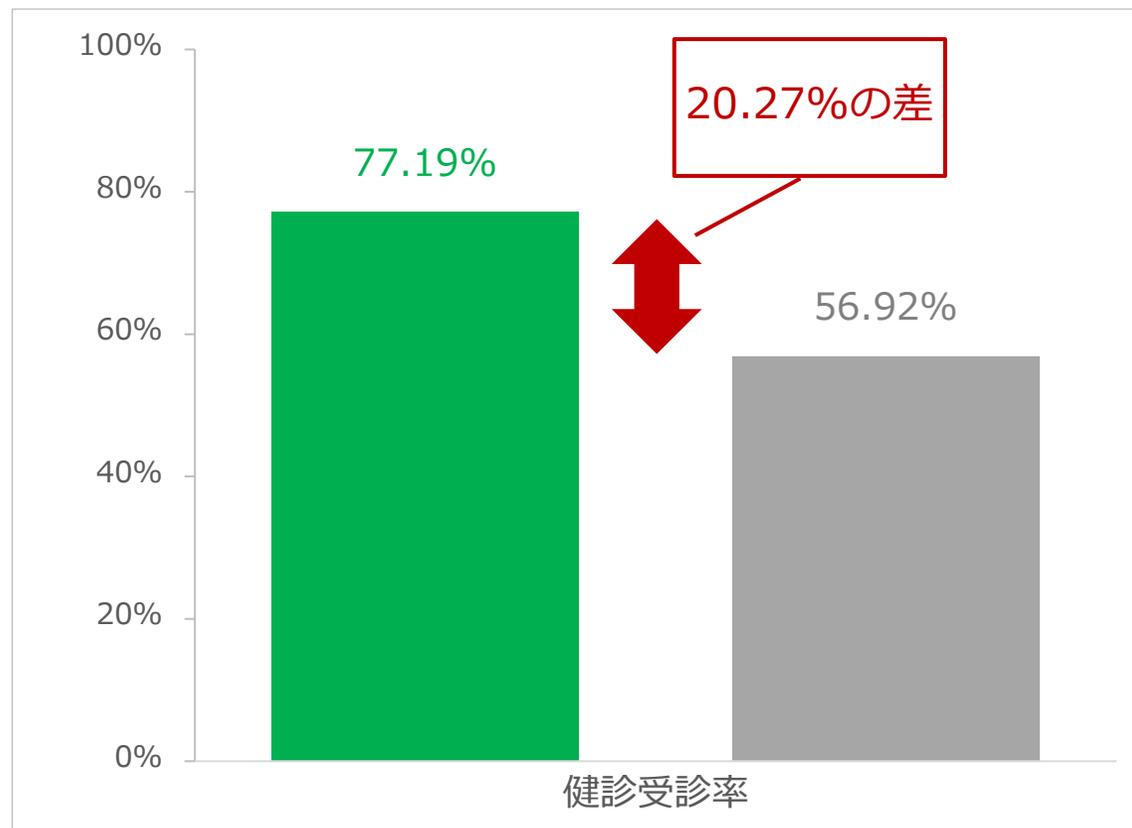
③目標達成度のチェック

目標達成度の確認と、引き続きの健康づくりについての取組アドバイスを実施。

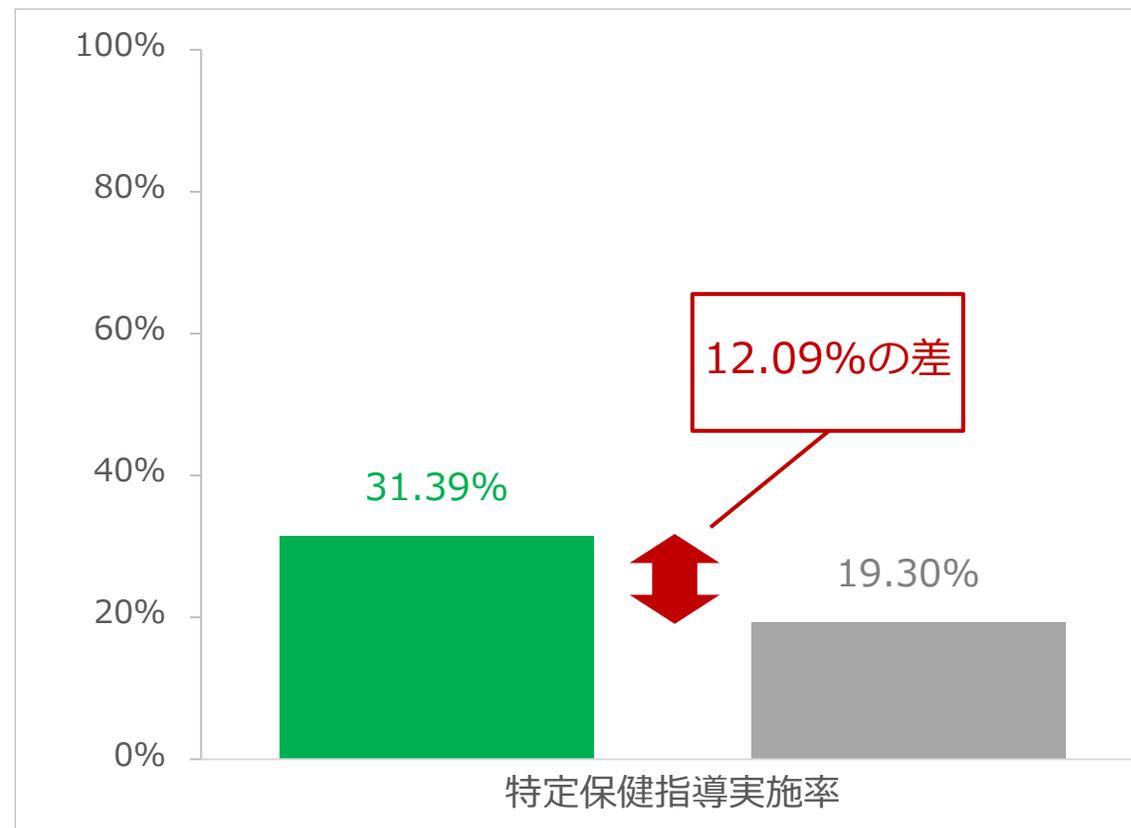
◆健康宣言事業所の状況（協会けんぽ静岡支部加入事業所）

■健康宣言の有無による健診・保健指導の違い（令和4年度）

健診受診状況



特定保健指導実施状況



■ 健康宣言あり ■ 健康宣言なし

➡ 健康宣言を行っている事業所のほうが健診受診率、特定保健指導実施率が高い。



広報誌「健康宣言通信」の配信

- 毎月1回、健康宣言事業所あてにメールマガジンにて配信 (PDF形式)
- 季節の健康、食事・運動に関する情報を掲載
- 事業所内で展開・活用いただくことで、健康経営優良法人 (中小規模法人部門) の認定基準項目「管理職・従業員への教育」の適合要件になる

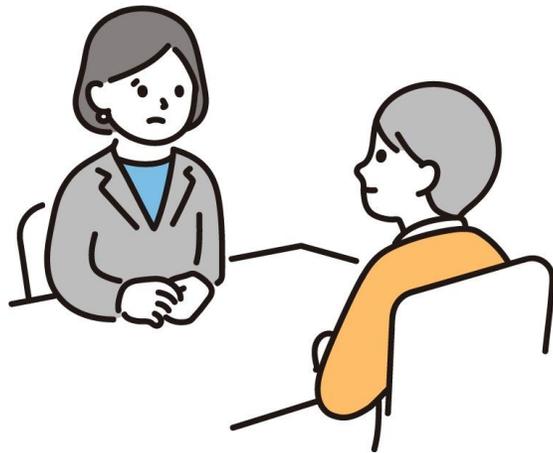
健康経営 取組事例集の配布

- 健康経営優良法人2020を取得した静岡支部加入事業所を取材
- 健康経営として実際に取組んでいる内容を健康経営優良法人2020 (中小規模法人部門) の評価項目と対応させて掲載
- 具体的な取組内容とその成果までを紹介しているため、「健康経営を始めたいがどんなことに取組めばよいかわからない」ときの参考資料に



3人1組禁煙チャレンジ

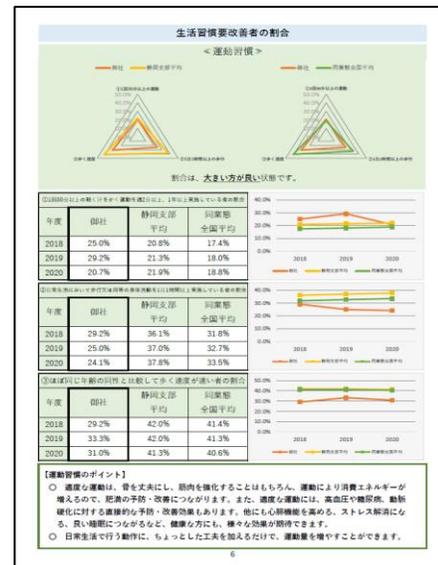
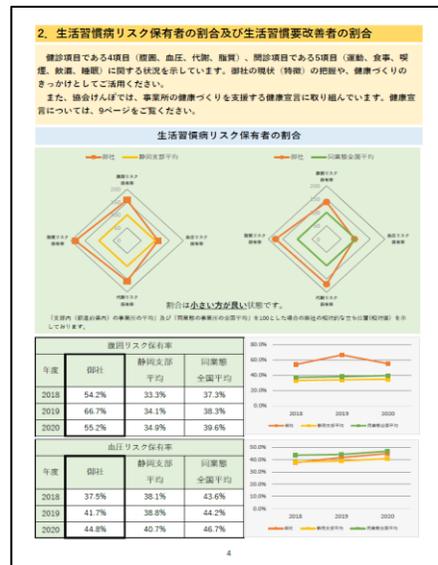
- 喫煙者同士3人1組になっていただき、3か月間禁煙に取り組んでいただくもの
- チャレンジ中はCO濃度測定、肺年齢測定や、保健師による禁煙アドバイスを無料で受けられる
- 実施することで、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定基準項目「喫煙率低下に向けた取り組み」の適合要件になる



メンタルヘルスサポート（浜松市内・小規模事業所限定）

- 事業所内外に産業保健スタッフがおらず、メンタルヘルス対策を始めたい、取り組みを深めたいと考える事業所向けに実施
- 全7つのメンタルヘルス対策サポートを3つ組み合わせて利用可能
- 実施することで、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定基準項目「メンタルヘルス不調者への対応」の適合要件になる

健康宣言事業所様宛に、健診結果をチャート化した「事業所カルテ」をご提供



事業所ごと※に、

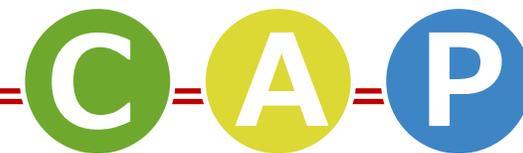
- 一人当たり医療費
- 健診、保健指導の受診、実施状況
- 生活習慣病リスク保有者の割合
および生活習慣要改善者の割合

等の情報を掲載



- 自社の健康課題が一目でわかる
- 取組の成果が出ているかを振り返る際の資料となる（リスク該当者が減ったか、生活習慣の改善が見られたか等）

◆取組のPDCAを回すために



健康宣言事業所様宛に、年末頃に「振り返りシート」をお送りしています

令和5年 健康宣言取組み振り返りシート

事業所名 株式会社 ○△運輸

1. 前回目標への取組について振り返ってみましょう
＜貴社の前回目標（健康宣言）＞

社員の健診 100%実施を目指します／保健指導の実施率 50%以上を目指します／要再検査・要治療者への受診勧奨に努めます／生活習慣の改善に取り組みます

記入箇所 ① 該当する番号に○をつけてください
1. 十分取組できた 2. 一部取組できた 3. 取組できなかった

2. 今回の健康宣言の内容を決めましょう
●前回目標（健康宣言）から内容を変更しますか？（いずれかに☑をご記入ください）

記入箇所 ② 宣言を変更しない 宣言を変更する

●（「変更する」を選択した場合のみ）新しい健康宣言をご記入ください。

共通項目※以外で選択されるお取組みに☑をご記入ください。

※「社員の健診を100%実施することを目指します」「保健指導の実施率を50%以上にする」ということを目指します（健康診断の結果、該当者がいた場合）「再検査・要治療者への受診勧奨に努めます」の3つが各社様で共通のお取組み項目です。選択項目に☑のご記入がない場合は、共通項目のみを新しい健康宣言として登録させていただきます。

選択項目 メンタルヘルス 生活習慣改善（運動・食事）
 適正な働き方 禁煙・分煙対策
 オリジナルの取組み

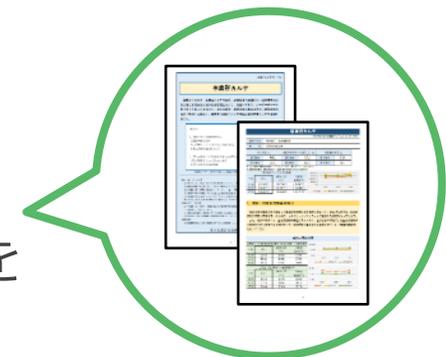
オリジナルの取組み内容 []

3. 広報紙「健康宣言通信」（メールマガジンにて毎月20日頃配信）を配信登録済みの方にお伺いします。
●「健康宣言通信」を貴社の健康経営の実践にご活用いただいていますか？
（該当する番号に○をつけてください）
＜活用例：健康情報の提供として社内で回覧している＞

1. 活用している 2. 活用していない

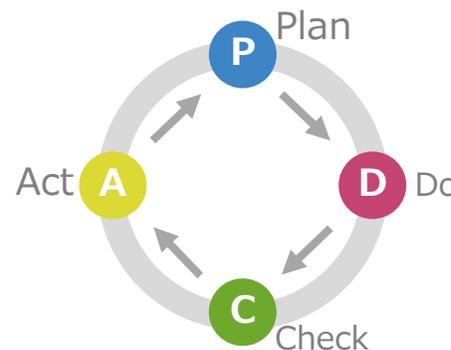
ご協力ありがとうございました
お手数ですが 同封の返信用封筒 又は FAX (054-275-6609) にて
ご返送ください。

ご購入期限
1/26 (金)



- ① 併せてお送りする「事業所カルテ」を参考に1年の取組み状況を振り返る
- ② 継続して同じ目標（宣言内容）に取り組むか、新たに目標を設定し直すかを検討
- ③ （目標を設定しなおす場合）新たな宣言内容を決める

→取組みを改善し、ステップアップさせていく



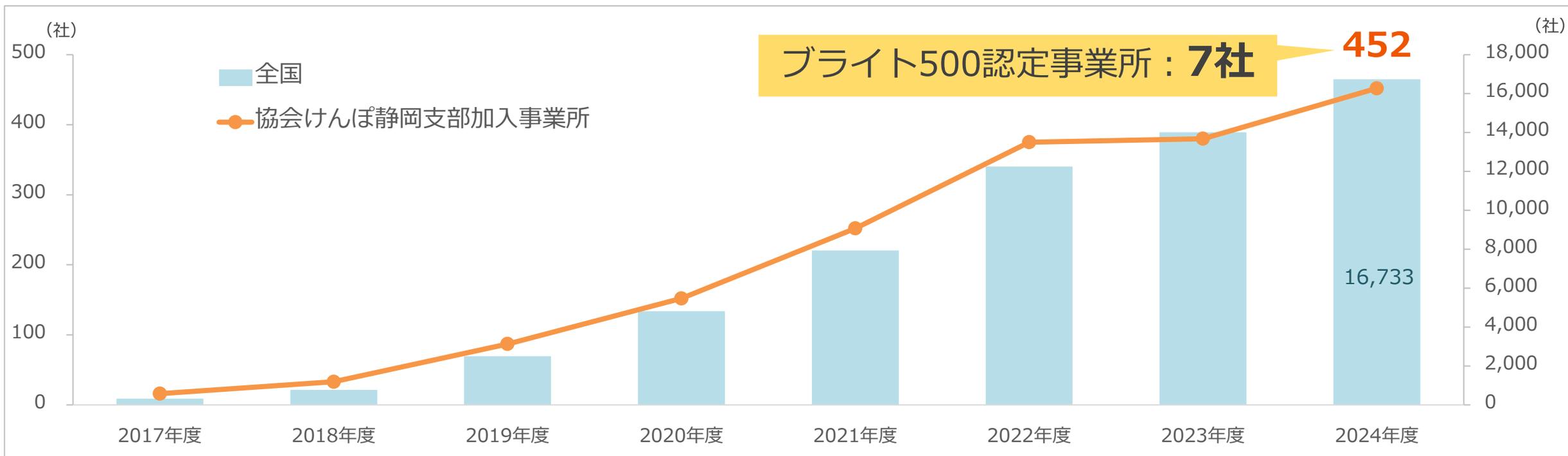
本日の内容

1.健康宣言について

2.健康経営優良法人について

◆健康経営優良法人認定事業所の広がり

■健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定数推移

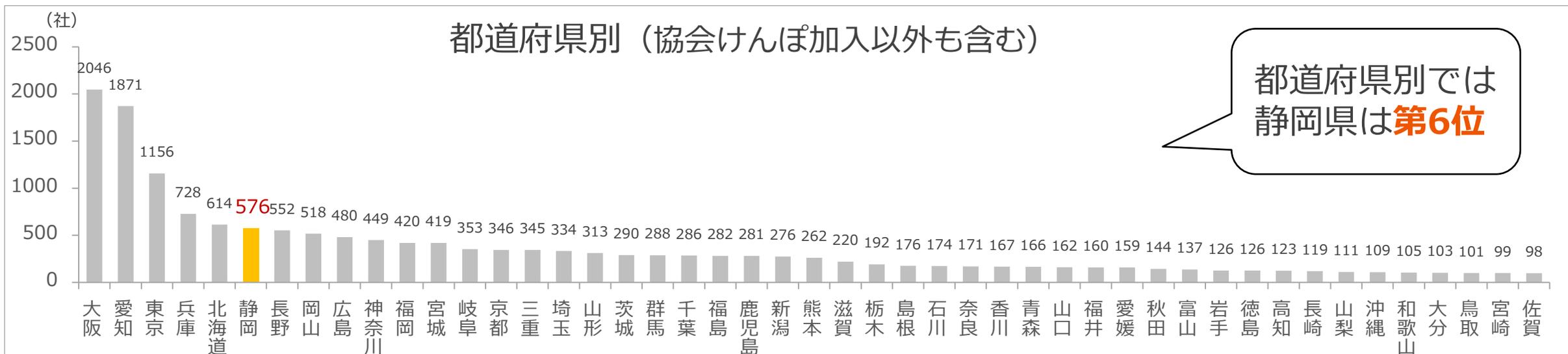


	2017認定	2018認定	2019認定	2020認定	2021認定	2022認定	2023認定	2024認定
全国	318社	775社	2,503社	4,723社	7,937社	12,255社	14,012社	16,733社
協会けんぽ 静岡支部	16社	33社	87社	152社	252社	375社	380社	452社

➡ 協会けんぽ静岡支部加入事業所の健康経営優良法人認定数も、全国の認定数同様増加している。

◆健康経営優良法人認定事業所の広がり

■健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定法人数



→ 浜松市を筆頭に、県内の多くの事業所が健康経営優良法人に認定されている。

◆健康経営優良法人認定事業所の広がり

中小規模法人部門

加入している保険者（協会けんぽ、健康保険組合連合会、国保組合等）が実施している健康宣言事業に参加。



7月下旬

スケジュール等公開



8月中旬～10月中旬

健康経営優良法人申請書受付期間。
申請書をダウンロードし、自社の取組情報を記載しアップロード。



3月頃

健康経営優良法人認定事業所発表

健康経営優良法人ポータルサイト「Action!健康経営」はこちら

※今回ご紹介していない大規模法人部門の詳細もご確認いただけます。



ご清聴ありがとうございました